

別添2

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4関係） 特定基地局開設計画</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注1）（注6）</p> <p>8 当該放送系に含まれる<u>全て</u>の特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注7）（注8）</p> <p>9 事業計画及び<u>事業収支見積</u>（注7）（注9）</p> <p>10 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法</p> <p>11 その他の事項</p> <p>(1) 運用開始の予定期日（注10）</p> <p>(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注11）</p> <p>(3) 無線従事者の配置方針</p> <p>ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注12）</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注13）</p> <p>注1～5 (略)</p>	<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4関係） 特定基地局開設計画</p> <p>1～6 (同上)</p> <p>7 当該放送系に含まれる<u>すべて</u>の特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注6）（注7）</p> <p>8 事業計画及び<u>事業収支見積り</u>（注6）（注8）</p> <p>9 (同上)</p> <p>10 その他の事項</p> <p>(1) 運用開始の予定期日（注9）</p> <p>(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注10）</p> <p>(3) 無線従事者の配置方針</p> <p>ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注11）</p> <p>イ (同上)</p> <p>(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注12）</p> <p>注1～5 (同上)</p>

<p>6 電気通信事業法第九条の登録の申請に関する事項は、申請日（申請をしていない場合にあつては申請の予定時期）及び申請内容（申請をしていない場合にあつては申請予定の内容）について具体的に記載すること。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>別表第八号 外国の無線局の運用許可申請に係る申請書及び添付書類の様式(第31条関係)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～9 (略)</p> <p>10 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載すること。</p> <p>11 1枚目下部の備考欄には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨</p> <p>(2) 外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合には、その旨</p> <p>12～20 (略)</p>	<p>6～13 (同上)</p> <p>別表第八号 外国の無線局の運用許可申請に係る申請書及び添付書類の様式(第31条関係)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～9 (同上)</p> <p>10 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年郵政省告示第何号に該当」のように記載すること。</p> <p>11～19 (同上)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正後の電波法第百三条の五の規定による許可の申請（以下「許可の申請」という。）をしようとする者は、この省令の施行の日前においても、改正後の免許規則別表第八号によりその許可の申請をすることができるとする。